

国に対するサブドレン・地下水ドレン計画及び  
廃炉・汚染水対策に関する申し入れ事項(案)

平成２７年 ８ 月 ２ ８ 日  
福島県原子力発電所の  
廃炉に関する安全監視協議会

１ サブドレン・地下水ドレン計画について

- (1) サブドレン・地下水ドレン計画の実施に当たっては、地下水バイパスと同様に地下水の放射性物質の分析について、第三者機関によるクロスチェック結果の確認や処理水の排出時の操作確認など、国が責任を持って監視を行うこと。
- (2) 地下水の汲み上げにより地下水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように、建屋内外の水位管理を徹底させること。
- (3) 地下水や海水の分析結果をはじめ、対策を実施した効果、海水や海底土及び海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国内外に対して丁寧にかつ分かりやすく情報の発信や説明を行うこと。

２ 廃炉・汚染水対策について

- (1) 国は、廃炉・汚染水対策が確実に実施されるよう、引き続き、国内外の英知を結集し、国が前面に立って、総力を挙げて取り組むこと。
- (2) 汚染水対策については、サブドレン、地下水バイパス及び陸側遮水壁による建屋への地下水流入抑制対策や海側遮水壁による流出防止対策を重層的に組み合わせ、その効果が最大限に発揮されるよう、これらの対策の確実かつ効果的な運用を図るとともに、汚染された水が排水路を通過して海へ流出しないよう構内の汚染源対策や排水路の管理を徹底させること。
- (3) 人身事故を含めた作業に起因するトラブルが相次いで発生していることから、これまで以上に国が前面に立ち、現場での指導体制強化を図り、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に実施すること。

東京電力(株)に対するサブドレン・地下水ドレン計画及び  
廃炉・汚染水対策に関する申し入れ事項(案)

平成27年 8月28日  
福島県原子力発電所の  
廃炉に関する安全監視協議会

1 サブドレン・地下水ドレン計画について

- (1) サブドレン・地下水ドレン計画の実施に当たっては、地下水のくみ上げ、タンクへの移送及び浄化設備による処理を計画に基づき確実にを行うとともに、モニタリングや放射性物質を含む水質分析を適切に実施するなどして、排水基準に係る運用目標値を確実に遵守し、万が一にも運用目標値を超える処理水が放出されないようにすること。
- (2) 地下水を貯留するタンクや浄化設備、移送配管等から漏えいなどのトラブルが起きないように、適切な運転管理と設備の維持管理を行うこと。
- (3) 地下水の汲み上げにより地下水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように、建屋内外の水位管理を徹底すること。
- (4) 地下水や海水の分析結果をはじめ、対策を実施した効果、海水や海底土及び海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国民に対して丁寧にかつ分かりやすく公表すること。

2 廃炉・汚染水対策について

- (1) 汚染水対策をはじめ、廃炉を安全かつ着実に推進するため、東京電力のあらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて取り組むこと。
- (2) 汚染水対策については、サブドレン、地下水バイパス及び陸側遮水壁による建屋への地下水流入抑制対策や海側遮水壁による流出防止対策を重層的に組み合わせ、その効果が最大限に発揮されるよう、これらの対策の確実かつ効果的な運用を図るとともに、汚染された水が排水路を通過して海へ流出しないよう構内の汚染源対策や排水路の管理を徹底すること。
- (3) 人身事故を含めた作業に起因するトラブルが相次いで発生していることから、現場監督員等の計画的な確保・育成、育成のための研修の強化、作業員が安全に安心して働けるための作業環境や労働環境の改善等に確実に取り組むこと。